

散薬監査システム仕様書

1 調達物品

散薬監査システム

2 数量

一式

3 性能、機能に関する要件

本調達物品に係る性能、機能及び技術の要件は、以下のとおりとする。

- (1) HIS (日本電気社製電子カルテ：MegaOakiS) から受信した処方情報を基に、当院で使用している上位システム (調剤支援システム) を利用し散薬の秤量監査業務が行えること。
- (2) 本体タッチパネルは、静電容量式 10 点マルチタッチ対応かつ 11.6 型程度であること。
- (3) 調剤支援システムで解析された散薬秤量情報を元に、散薬の薬品名・秤量を操作画面に表示できること。
- (4) 薬品チェックは、薬品の瓶に記載のある GS-1 コード及び小分けした広口瓶に貼ったバーコードシールを読み込みチェックできること。
- (5) 大容量で購入している薬品を広口瓶等に小分けする場合は、薬品の小分けミスを防止するため充填機能が搭載されていること。
- (6) 薬品のチェック・充填で利用するバーコードリーダーは、「GS-1 データバー限定型」規格及び「GS-1 データバー限定型合成シンボル CC-A」規格、双方の規格の読み取りが可能であること。
- (7) 処方情報から、当院で使用している分包機の 1 回あたりの最大分包数を把握し、自動で分割秤量作業が可能であること。
- (8) 採用薬の追加時などは、上位システム (調剤支援システム) から薬品情報を自動でダウンロード登録が可能であること。
- (9) 秤量散薬に賦形剤などの追加が必要な時は、調剤内規を元に自動で画面表示ができること。また、任意に賦形薬の追加も可能であること。
- (10) 秤量結果を印字する記録紙にはバーコードを印字させること。また、そのバーコードを散薬分包機で読み取ることにより、処方情報が共有可能であること。
- (11) 秤量結果を印字する記録紙には、当院で採用している散薬分包機の分包紙の重量も印字でき、最終監査では分包紙を含む薬品重量の総重量を記録紙で確認できること。
- (12) 記録紙を印字するプリンタは、当院で使用している集塵機付き調剤台の引出しへ取

り付け可能であること。

- (13) 散薬監査システムに接続されている電子天秤は、国家検定付きで電磁力平衡式の電子天秤であること。
- (14) 宮城県における使用重力加速度範囲は、9.799～9.802 であるが、使用区分は零区（地域指定なし）に該当する規格であること。
- (15) 散薬監査システムに接続されている電子天秤は、目量 0.01g/0.1g のレンジ切換であること。
- (16) 電子天秤ひょう量は 610 g /620g であること。
- (17) 2台以上の散薬監査システムを並行して同時に使用できること。

4 性能、機能以外に関する要件

- (1) 設置にあたり、当院が用意した一次側設備以外に必要な改修工事等があれば当院担当職員と協議の上で落札者において施行すること。
- (2) 本調達に伴う撤去、搬入、据付、配線、配管及び運転調整（オンライン接続等を含む）については、当院担当職員と事前協議の上で落札者において施行すること。
- (3) 機器の搬出・搬入のためのルート確保、養生等は落札者が実施すること。
- (4) 障害時において、復旧のための通報を受けてから、速やかに現場で対応できる体制であること。
- (5) 本機器の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
- (6) 納入後1年間は、無償で保守作業を実施すること。
- (7) 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を当院担当職員に十分に行うこと。取り扱い説明、教育訓練の実施に関する日程調整や回数については、当院担当職員と協議し決定すること。
- (8) 導入機器の日本語版の取扱説明書を1部備えること。また、取扱説明書をPDFファイル形式化したものも提供すること。
- (9) 導入された機器の動作を判断するため、落札者が正常に動作することを示し、当院担当職員の承認を得た上で引き渡すこと。
- (10) その他定めのない事項については、当院担当職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。